

「四街道市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例・条例施行規則」の改正概要(案)にかかるパブリックコメントにおける意見の概要と市の考え方

平成26年8月18日(月)から9月17日(水)までの間、「四街道市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例・条例施行規則」の改正概要(案)の市民意見提出手続きを行ったところ、以下のとおり意見提出がありました。
意見の概要と意見に対する市の考え方をまとめましたので、公表します。

- ・意見者数 22人
- ・意見件数 64件

○：意見を反映する必要があると判断したもの
□：意見の趣旨や考え方が既に入っているもの

番号	関連箇所	意見概要	区分	市の考え方
1	【許可の基準】	①改良土を制限する改正案に賛成する。	□	
		②「改良土」、「土砂等」、「建設汚泥」について定義を条文中にて明文化し、抜け穴の無いようなものにする。	□	「改良土」については、条文の中で明確に定義してまいります。 なお、「土砂等」については、条文中で「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物以外のもので、土地の埋立て、盛土及びたい積行為の用に供するものをいう。」と定義されています。 また、「建設汚泥」については、国土交通省の「建設汚泥処理土利用技術基準」において、「建設工事に係る掘削工事から生じる泥状の掘削物および泥水のうち廃棄物処理法に規定する産業廃棄物として取り扱われるもの」と定義されています。
2	【土砂等の搬入届】	①土砂等の搬入届を、「5000m ³ ごと」から「2000m ³ ごと」に変更する改正案に賛成する。	□	
3	【地質検査等の報告書】	①報告の時期を「6ヵ月ごと」から「3ヵ月ごと」に変更する改正案に賛成する。	□	
		②報告の時期を「6ヵ月ごと」から「1ヵ月ごと」に変更する。	○	頂いた意見を検討した結果、意見を反映することとします。

以下は、改正概要(案)に直接関係するものではないため、貴重なご意見として今後の参考にいたします。

番号	関連箇所	意見概要
1	【定義】	<ul style="list-style-type: none"> 許可対象区域の面積を「500㎡以上」から「300㎡以上」に変更する。
2	【事業者の責務】	<ul style="list-style-type: none"> 周辺関係者の範囲は「300m以内」を「500m以内」とする。 業者の説明会には市が立ち会う。 承諾書は説明会の後に承諾したものを有効とする。 工事完了後一定期間(10年)に事業により環境に影響があったと疑われるときは、事業者がその原因を突き止めて回復させる。
3	【土地所有者の責務】	<ul style="list-style-type: none"> 土地所有者の責任についても条例に明記すべき。 埋立てにより、将来地下水汚染が発生した場合は、土地所有者も埋立て業者と連帯で結果責任を負わせる規定を盛り込む。
4	【安全基準】	<ul style="list-style-type: none"> 埋立て土について基準値は、周囲の自治体より甘くならないよう設定する。 pHの適合基準を4.6以上、8.4以下にし、検査法は公定法とする。 pH以外に項目を増やす。 水質検査の項目に硬度、亜硝酸イオン濃度、塩化物イオン濃度、CODの適合基準を設ける。基準は環境省の生活環境の保全に関する環境基準とする。
5	【安全基準に適合しない土砂等による土砂等の埋立て等の禁止等】	<ul style="list-style-type: none"> 環境汚染の疑いがあるときは、市は業者の負担で土質等の検査を行えるようにする。 残土による汚染が判明した際は、事業者により市が指定した検査機関で検査を行うように命ずるなど、行政の権限強化を盛り込む。

6	【許可の基準】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県外で発生した建設残土は、持ち込みを禁止する。 ・ 市外で発生した建設残土は、持ち込みを禁止する。 ・ 県外で発生した土砂等は、持ち込みを禁止する。 ・ 特定事業に使用される土砂等の発生場所は千葉県の区域内であり、かつ、発生場所が特定していること。 ・ 建設残土は、持ち込みを禁止する。 ・ 建設残土は持ち込みを認めず、山土のみ許可する。 ・ 受け入れないことが一番である。 ・ 埋立てに使用できる土砂は、山土又は市内で発生した建設残土のみ認める。 ・ 埋立てに使用できる土砂は、千葉県内の山土又は市内で発生した建設残土のみ認める。 ・ 市の命令・指導に従わない場合は、埋立て、盛土等の事業に10年間参加させない。 ・ 違反をした業者名を公表し今後埋立て等の事業許可をしない。 ・ 搬入する土は厳しい制限を望む。 ・ 搬入業者を厳しくチェック選択する。
7	【土砂等の搬入届】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 埋立て土砂等の搬出元の土質等証明書発行者に対し、市の直接確認義務条項を盛り込む。 ・ 第14条第3号中の「当該発生場所において、土砂等の発生場所が明確に区分されているものに限る。」を「当該発生場所において他の土砂等と明確に区分されるように適切な処置(強固な間仕切り等)を施されているものに限る。」に改め、その構造を確認できる書類を添付するよう求める。 ・ 土壌・土砂の搬出元を文書で市に報告させる。
8	【土砂等管理台帳】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土砂は、事業地内のどの場所に埋めたか発生現場ごとに判るように記録を義務付ける。
9	【地質検査等の報告書】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業地からの流出水を管理できるようにし、検査を義務付ける。 ・ 地質検査及び水質検査について、市が指定する検査機関(複数)のいずれかに依頼するものとする。 ・ 検査のサンプルを採取する際は、市が立ち会い厳しく監視する。 ・ 市職員の立会いのもと採取された試料は市が所有し、費用は業者の負担で市が検査を依頼する。 ・ 埋立てに際して、事前に地下水観測井戸の設置及び水質の定期報告を義務付ける。

10	【措置命令】 【罰則】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例に違反した場合の罰則について厳しく定めておき、速やかに罰する。 ・ 罰則を見直し、強化する。 ・ 市の指導に従わない業者には罰則を強化する。 ・ 罰則について、関連法規上最大限の罰則となるよう強化する。 ・ 処置命令等に関して行政側の指導力(権限)を強化する。 ・ 許可以外の土砂等の搬入が発覚した場合、罰金として業者から1件当たり最低500万円徴収する。 ・ 罰則規定を加える。違反した場合は、事業者と地権者が双方の責任において土砂の撤去を行う。撤去の期限は市が定める。 ・ 条例違反をした事業者への条例の適用を厳格化する。 ・ 許可時に条例違反の場合の行政処分について誓約書を提出させる。 ・ 事業の停止命令が出たときは、市は業者に対し、車両が出入りできないように出入口を封鎖するよう命令する。
11	追加 【供託金】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 埋立て業者に対し、許可に先立ち供託金を納めさせる規定を盛り込む。 ・ 不適合土砂が埋められた場合に搬出する費用を担保するため、特定事業の申請時に予め保証金を積むことを義務付ける。 ・ 搬入土砂の保証金として、1000万円を搬入業者より事前に預かる。 ・ 水質汚染等が発生した場合は、分析費用等を保証金から払う。 ・ 事業者に事業開始時に積立金をしてもらい、問題があった場合は没収とする様な制度を検討する。

12	追加 【協定】	<ul style="list-style-type: none"> ・土地所有者と近隣の住民との間で産廃や汚染残土に土地を提供しない協定を事前に結ぶ規定を盛り込む。 ・土地所有者等(所有者、使用者や地上権者等)による地下水保全協定の締結及び協定の認可制度を創設する。 ・業者と周辺関係者の間に地下水の保全に関する協定を作ることを義務付ける。 ・近隣の住民への説明と承諾の追加事項として、地域住民の申し出があった場合は協定の締結を義務化する。 協定の内容には、 <ol style="list-style-type: none"> (1) 工事期間中の安全確保と地域の自然環境・生活環境の保全を確保することについて。 (2) 工事の規模、期間、工事時間、休止日及び1日当たりの搬入台数等について。 (3) 地域住民の要望があるときには工事埋立現場に立ち入ることを認めることについて。 (4) 地域住民等が地質検査及び水質検査のサンプリングに立ち会うことについて。 等の項目を織り込む。
13	追加 【監視体制】	<ul style="list-style-type: none"> ・不法埋立てに対する、市民総がかりの監視体制の構築に取り組む。 ・汚染問題等、市民からの通告あった場合、市は速やかに対処し、状況を通告者に適宜報告することを義務付ける。 ・農地を提供する高齢の地権者をサポートして、農地や原野の管理に日頃からもっと目が届くような行政側からの支援、例えば環境Gメンや、農業委員会の中にしかるべき部署を設ける等、監視体制の強化も含めて検討する。
14	追加 【その他】	<ul style="list-style-type: none"> ・特別対策室を設置し、埋立てを市が認可するときの審査体制、埋立てを始めてからの期間中の検査体制を確立する。 ・埋立てにより里山の景観を壊す事の無いようにする。